

総務財政委員会
令和5年9月19・20日
総務部 資料4番
所管 人事課

## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正理由

退職手当の支給に関して、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとするため、条例を改正する。

### 2 改正概要

職員へのパートナーシップ制度の適用に伴う規定整備

### 3 施行日

令和5年11月1日

### 4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

職員の退職手当に関する条例（昭和 32 年条例第 3 号）新旧対照表

新	旧
<p>○職員の退職手当に関する条例</p> <p>昭和 32 年 4 月 1 日 条例第 3 号 令和 5 年 2 月 28 日第 5 号</p> <p>第 1 条から第 3 条まで（略） （遺族の範囲および順位）</p> <p>第 4 条 前条第 1 項に規定する遺族は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>（1）配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）又は職員<u>の死亡の当時において、パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）であつた者</u></p> <p>（2）から（4）まで（略）</p> <p>2 及び 3（略）</p> <p>第 4 条の 2 から第 12 条まで（略） （失業者の退職手当）</p> <p>第 13 条（略） 2 から 7 まで（略）</p> <p>8 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第 5 号において同じ。）又はパートナー</p>	<p>○職員の退職手当に関する条例</p> <p>昭和 32 年 4 月 1 日 条例第 3 号 令和 5 年 2 月 28 日第 5 号</p> <p>第 1 条から第 3 条まで（略） （遺族の範囲および順位）</p> <p>第 4 条 前条第 1 項に規定する遺族は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>（1）配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）</p> <p>（2）から（4）まで（略）</p> <p>2 及び 3（略）</p> <p>第 4 条の 2 から第 12 条まで（略） （失業者の退職手当）</p> <p>第 13 条（略） 2 から 7 まで（略）</p> <p>8 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第</p>

新	旧
<p><u>シップ関係の相手方と別居して寄宿する者</u> 雇用保険法第 36 条第 4 項に規定する寄宿 手当の額に相当する金額</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第 4 条第 9 項に規定する特定地方公共団体若しくは同 法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の 紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保 険法の規定の例により指示した同法第 58 条 第 1 項に規定する公共職業訓練等を受ける ため、その住所又は居所を変更する者 <u>その</u> <u>者及びその者により生計を維持されている</u> <u>同居の親族又はパートナーシップ関係の相</u> <u>手方の移転に通常要する費用を考慮した同</u> <u>条第 2 項に規定する移転費の額に相当する</u> 金額</p> <p>(6) (略)</p> <p>9 から 14 まで (略)</p> <p>第 14 条から第 24 条まで (略)</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>36 条第 4 項に規定する寄宿手当の額に相当 する金額</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第 4 条第 9 項に規定する特定地方公共団体若しくは同 法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の 紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保 険法の規定の例により指示した同法第 58 条 第 1 項に規定する公共職業訓練等を受ける ため、その住所又は居所を変更する者 <u>同条</u> <u>第 2 項に規定する移転費の額に相当する金</u> <u>額</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>9 から 14 まで (略)</p> <p>第 14 条から第 24 条まで (略)</p>